

遺言書の種類

遺言書には、

- ①自筆証書遺言、②公正証書遺言、③秘密証書遺言
の3種類の遺言方法があります。



①自筆証書遺言

自筆証書遺言とは、全文を自筆で（代筆不可）書き上げる遺言書のことです。

作成に必要なものは、紙、ペン、印鑑があれば作成できます。

ただし、法律で定められた遺言書の要件が満たされていなかったり、内容が曖昧で、遺言書として無効になってしまうことが多いので注意が必要です。

(1)作成方法

- ・全文を自筆で書くこと

注：民法改正（2019年1月13日施行）により、財産目録を添付する場合、目録の各ページに署名押印すれば、目録自体はパソコンで作成しても、他人が代筆しても良いことになりました。

また、預貯金通帳や不動産の登記事項証明書を添付して、それを財産目録として使用する方法も可能となりました。
財産目録以外の部分は自筆が必要です。

- ・日付を必ず記入すること
- ・署名をすること
- ・押印をすること

(2)保管方法

- ・自分で保管します。

(3)費用

- ・費用はかかりません、

(4)相続が発生した場合の手続き

- ・家庭裁判所で検認を受ける必要があります。

②公正証書遺言

公正証書遺言とは、

遺言者が公証人へ口頭で遺言の内容を伝え、公証人が遺言書を作成します。

(1)作成方法

- ・作成に必要な書類

遺言者の印鑑証明書

遺言者の戸籍謄本・抄本

遺言者及び相続人の住民票

固定資産税評価証明書

不動産登記簿謄本など

- ・「遺言の証人」を2人以上用意する必要があります。

遺言書の内容を確認後、遺言者と証人それぞれが署名押印します。

未成年者、遺言者の推定相続人と受遺者（遺贈を受ける人）、配偶者と直系親族、公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び雇い人は証人になれません。

(2)保管方法

- ・原本は公証役場で保管されます。そして遺言者には謄本が交付されます。

(3)費用

- ・公証人へ手数料が必要になります。また、証人によっても手数料が必要になります。

(4)相続が発生した場合の手続き

- ・家庭裁判所の検認は不要です。

◎秘密証書遺言

秘密証書遺言とは、

遺言者が遺言内容を誰にも知られたくないという場合に利用されますが、実際にはほとんど使われていないのが現状です。

秘密証書遺言の場合は、内容を秘密にすることはできますが、自分が遺言書を作成してから、その作成した遺言書が秘密証書遺言であるということを公証人と証人に確認してもらう必要があります。

(1)作成方法

遺言者が行うこと

- ・遺言者が自分で遺言書を作成します。

自筆証書遺言と違うところは、遺言書の本文はワープロで作成しても問題がないところです。

公証役場で行うこと

- ・「遺言の証人」を2人以上用意する必要があります。

未成年者、遺言者の推定相続人と受遺者（遺贈を受ける人）、配偶者と直系親族、公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び雇い人は証人になれません。

・公証人と証人の前で「封筒の中身は自分の遺言書だ」ということ、「氏名」と「住所」を告げます。
その後、公証人が「提出日」と「申述内容」を封紙に記載し、遺言者、証人それぞれが署名押印します。
署名押印が終われば手続は完了です。

(2)保管方法

・自分で保管します。

公証役場では、秘密証書遺言を作成したという記録が残ります。

(3)費用

・公証人へ手数料が必要になります。また、証人によっても手数料が必要になります。

(4)相続が発生した場合の手続き

・家庭裁判所で検認を受ける必要があります。